

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）	1
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）	11
○中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）（抄）	13
○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）	13
○薬事審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）	14
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）	14

―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）

十五 ヘキサクロロブター―・三―ジエン

十六 二―（二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジターシャリーブチルフェノール

十七 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩

十八 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホニル）〓フルオリド（別名PFOF）

十九 ペンタクロロベンゼン

二十 $r-1 \cdot c-2 \cdot t-3 \cdot c-4 \cdot t-5 \cdot t-6$ ―ヘキサクロロシクロヘキササン（別名アルファ―ヘキサクロロシクロヘキササン）

二十一 $r-1 \cdot t-2 \cdot c-3 \cdot t-4 \cdot c-5 \cdot t-6$ ―ヘキサクロロシクロヘキササン（別名ベータ―ヘキサクロロシクロヘキササン）

二十二 $r-1 \cdot c-2 \cdot t-3 \cdot c-4 \cdot c-5 \cdot t-6$ ―ヘキサクロロシクロヘキササン（別名ガンマー―ヘキサクロロシクロヘキササン）

二十三 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン―五―オン（別名クロルデコン）

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表十二の項において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第七条の表十三の項において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

二十九 六・七・八・九・十―ヘキサクロロ―一・五・五a・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン〓三―オキシド（別名エンドスルフアン又はベンゾエピン）

三十 ヘキサブロモシクロドデカン

三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）

三十三 一・一―オキシビス（二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル。第七条の表十七の項において「デカブロモジフェニルエーテル」という。）

三十四 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA。以下「PFOA」という。）又はその塩
三十五 ペルフルオロ（ヘキサノール）スルホン酸（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

（第二種特定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 トリクロロエチレン

二 テトラクロロエチレン

三 四塩化炭素

四 トリフェニルスズ $\parallel$ N・N―ジメチルジチオカルバマート

五 トリフェニルスズ $\parallel$ フルオリド

六 トリフェニルスズ $\parallel$ アセタート

七 トリフェニルスズ $\parallel$ クロリド

八 トリフェニルスズ $\parallel$ ヒドロキシド

九 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）

十 トリフェニルスズ $\parallel$ クロロアセタート

十一 トリブチルスズ $\parallel$ メタクリラート

十二 ビス（トリブチルスズ） $\parallel$ フマラート

十三 トリブチルスズ $\parallel$ フルオリド

十四 ビス（トリブチルスズ） $\parallel$ 二・三―ジブロモスクシナート

十五 トリブチルスズ $\parallel$ アセタート

十六 トリブチルスズ $\parallel$ ラウラート

十七 ビス（トリブチルスズ） $\parallel$ フタラート

十八 アルキル $\parallel$ アクリラート・メチル $\parallel$ メタクリラート・トリブチルスズ $\parallel$ メタクリラート共重合物（アルキル $\parallel$ アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）

十九 トリブチルスズ $\parallel$ スルファマート

二十 ビス（トリブチルスズ）Ⅱマレアート

二十一 トリブチルスズⅡクロリド

二十二 トリブチルスズⅡシクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズⅡナフテナート）

二十三 トリブチルスズⅡ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四a―ジメチル―一―フェ
ナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間に
おいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新
規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講
じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限り。）であつて、その新規
化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

3 法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

（審査の特例等の対象となる場合）

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

2 法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

（優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国

内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質		製品
一　ポリ塩化ビフェニル	一　潤滑油、切削油及び作動油 二　接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 三　塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 四　液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五　油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六　エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ	
二　ポリ塩化ナフタレン （塩素数が二以上のものに限る。）	一　潤滑油及び切削油 二　木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三　塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）	
三　アルドリン及びD D T	一　木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二　塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）	
四　デイルドリン	一　木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二　塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 三　羊毛（脂付き羊毛を除く。）	
五　クロルデン類	一　木材用の防腐剤及び防虫剤 二　木材用の接着剤 三　塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。） 四　防腐木材及び防虫木材 五　防腐合板及び防虫合板	
六　ビス（トリブチルスズ） オキシド	一　防腐剤及びかび防止剤 二　塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）及び印刷用インキ 三　漁網	

七 N・N'ジトリル パラフェニレンジア ミン、Nトリル-N' キシリルパラフ エニレンジアミン又は N・N'ジキシリル パラフェニレンジア ミン	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム
八 二・四・六トリ ターシャリーブチルフ エノール	一 酸化防止剤その他の調製添加剤（潤滑油用又は燃料油用のものに限る。） 二 潤滑油
九 マイレックス	木材用の防虫剤
十 二（二H―一二・ 三―ベンゾトリアゾ ル―ニール）―四・ 六―ジターシャリー ブチルフエノール	一 化粧板 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエータグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。） 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙 十三 ボタン

十一 P F O S 又はその 塩	十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）
	一 航空機用の作動油
	二 糸を紡ぐために使用する油剤
	三 金属の加工に使用するエッチング剤
	四 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤
	五 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
	六 半導体の製造に使用する反射防止剤
	七 半導体用のレジスト
	八 研磨剤
	九 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
	十 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）
	十一 業務用写真フィルム
	十二 印画紙
十二 テトラブロモジフ エニルエーテル	一 塗料
	二 接着剤
十三 ペンタブロモジフ エニルエーテル	一 塗料
	二 接着剤
十四 ヘキサブロモシク ロドデカン	一 防炎性能を与えるための処理をした生地
	二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤
	三 発泡ポリスチレンビーズ
	四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
十五 ペンタクロロフェ ノール又はその塩若し くはエステル	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
	三 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
	四 にかわ

十六 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものである。塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 三 樹脂用又はゴム用の可塑剤 四 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。） 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 皮革用の加脂剤
十七 デカブロモジフェニルエーテル	一 防炎性能を与えるための処理をした生地 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 三 接着剤及びシーリング用の充填料 四 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 五 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン 六 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり
十八 PFOA又はその塩	一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 洗浄剤 四 半導体の製造に使用する反射防止剤 五 塗料及びワニス 六 はつ水剤及びはつ油剤 七 接着剤及びシーリング用の充填料 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 トナー 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 十二 床用ワックス

十九 PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	十三 業務用写真フィルム 一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエッチング剤 三 半導体の製造に使用するエッチング剤 四 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五 半導体の製造に使用する反射防止剤 六 半導体用のレジスト 七 はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
（第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品） 第八条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質（次条の表三の項において「トリブチルスズ化合物」という。）については、塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）とする。 （技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品） 第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。	製品
第二種特定化学物質 一 トリクロロエチレン	製 品 一 接着剤（動植物系のものを除く。） 二 塗料（水系塗料を除く。） 三 金属加工油 四 洗淨剤
二 テトラクロロエチレン	一 加硫剤 二 接着剤（動植物系のものを除く。） 三 塗料（水系塗料を除く。） 四 洗淨剤

	五 繊維製品用仕上加工剤
三 トリブチルスズ化合物	一 防腐剤及びかび防止剤
物	二 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）

（手数料）

第十条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金 額	電子申請による場合における金額
一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百元	二十一万三千七百元
二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者	十二万七千七百元	十一万七千二百円
三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百元	三万九千九百元

（審議会等で政令で定めるもの）

第十一条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止）

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止）

令（昭和四十九年政令第二百二号）は、廃止する。

（経過措置）

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製 品
P F O S 又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
P F O A 又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（定義等）

第二条 （略）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

（製品の輸入の制限）

第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入し

てはならない。

2 (略)

(使用の制限)

第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

(基準適合義務)

第二十八条 (略)

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。）は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。（表示等）

第二十九条 (略)

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従って表示をしなければならない。

(経過措置)

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の制定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第

一項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（次項に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。）。

三 第四条第一項、第二項若しくは第四項、第五条第二項、第三項若しくは第八項、第十条第三項又は第十四条第二項の判定をしようとするとき。

四 第十条第二項又は第十四条第一項の指示をしようとするとき。

五 第三十五条第四項の認定をしようとするとき。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

○中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）（抄）

（所掌事務）

第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 （略）

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（化学物質審議会）

第百条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質審議会に関し必要な事項については、化学物質審議会令（昭和四十九年政令第百一号）の定めるところに

よる。

○薬事審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）

（所掌事務）

第一条 薬事審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属せられた事項を処理する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。